

関係県内経済団体の長 様

千葉県商工労働部雇用労働課長
(公印省略)

5月以降の雇用調整助成金の特例措置縮減等について（通知）

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

雇用調整助成金について、厚生労働省から、5月以降の特例措置縮減等に係る発表が下記のとおりありましたので、通知します。

現在、事業活動を取り巻く環境が大変厳しい状況にある中、事業活動の継続や労働者の雇用の維持・確保を図るため、多くの企業が本制度を御活用いただいているところであり、制度の変更につき、貴団体の各会員の皆さまに広く周知くださるようお願いいたします。

記

1 5月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金等」という。）については、先般（令和3年2月12日）公表した「新たな雇用・訓練パッケージ」を踏まえ、別添のとおり、5月・6月の2か月間、原則的な措置を縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける予定です。

そのうえで、7月以降については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、上記の原則的な措置及び感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業への特例措置をそれぞれ更に縮減する予定です。

2 雇用調整助成金等の雇用維持要件について

現在、一定の大企業及び全ての中小企業を対象として、解雇等を行わない場合の助成率を10/10としており、これらの企業の令和3年1月8日以降4月末までの休業等については、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断しているところです。（※）

（※）雇用維持要件が緩和されていない企業は、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

5月・6月の休業等については、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に係る特例の対象となるものに対し、引き続き、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断することとする予定です。

（上記に該当しない企業については、令和2年1月24日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断。）

※詳細は、別添のリーフレット及び国ホームページを御参照ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/r305cohokurei_00004.html

問合せ先

千葉県商工労働部雇用労働課

電話 043-223-2767

詳しくは、以下にお問合せください。

千葉労働局職業安定部職業対策課事業所給付係

電話 043-221-4393